平成２３年（フ）第１９３７号
横浜市港北区新横浜２丁目18番地19　ドメス新横浜1403
債務者　北條恵里奈
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６８号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹２丁目２番10号　ソウミ湘南203号
債務者　森　　俊大
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９９号
横浜市磯子区洋光台１丁目13番38―202号
債務者　伊藤　　香
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００７号
横浜市旭区川井本町56番地の２　天理教都筑分教会、住民票上の住所神奈川県座間市栗原中央３丁目23番13号
債務者　柏田　良尚
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１０号
横浜市保土ケ谷区川島町765番地　サンフローラＡ―201号
債務者　高橋　由香
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１７号
神奈川県海老名市上今泉３丁目６番33号　ウィスタリアカーサＡ―103号
債務者　高橋良美子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２６号
横浜市港北区日吉５丁目２番37―317号
債務者　木村　祐一
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２６号
愛媛県今治市南日吉町２丁目２番25号　南日吉ハイツ203号、前住所愛媛県今治市朝倉上甲2402番地２
破産者　竹内　良和
1　主文　当裁判所が平成23年７月12日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「愛媛県今治市朝倉上甲2402番地２」とあるのを「愛媛県今治市南日吉町２丁目２番25号　南日吉ハイツ203号、前住所愛媛県今治市朝倉上甲2402番地２」と更正する。
2　決定年月日　平成23年７月20日
松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９７号
千葉県柏市柏７丁目５番13号
破産者　野上　一也
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８５号
千葉県野田市尾崎743番地の２　ベルジュ203号
破産者　山口　将生
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第１７０８号
埼玉県久喜市栗橋東４丁目22番26号
破産者　株式会社省電工業
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４８号
さいたま市緑区東浦和２丁目70番地１
破産者　株式会社日本空手道
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
福島県郡山市長者１丁目３番18号
破産者　株式会社双葉産業
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
福島県郡山市咲田２丁目19番16号　クレッセント咲田201号
破産者　有限会社ＡＬＷＡＹＳ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成１７年（フ）第４１７１号
横浜市中区海岸通２丁目８番第二吉本ビル４階
破産者　株式会社ＣＣＦ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２４号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目５番６号
破産者　株式会社アイランドアスク
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５号
山梨県甲府市青沼１丁目５番１号
破産者　ニコーソーイング株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３５号
名古屋市東区矢田南５丁目１番11号
破産者　株式会社ＧＥＰパートナーズ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部